

令和 7 年度

# 定期監査報告書

松戸市監査委員

# 目 次

## 定期監査報告

1 街 づ く り 部	-----	1
2 都 市 再 生 部	-----	7
3 消 防 局	-----	9
4 健 康 医 療 部	-----	11
5 子 ど も 部	-----	15
6 福 祉 長 寿 部	-----	17

松 監 第 2 3 号  
令和8年5月14日

松 戸 市 長 松 戸 隆 政 様  
松 戸 市 議 会 議 長 渋 谷 剛 士 様

松戸市監査委員 加 藤 広 之  
同 三 好 徹  
同 織 原 正 幸  
同 松 尾 尚  
( 公 印 省 略 )

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

街 づ く り 部

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）
監査の期間	令和7年12月2日～令和8年1月28日
監査の対象課	街づくり部 都市計画課、街づくり課、常盤平駅周辺まちづくり推進課、 区画整理課、交通政策課、みどりと花の課、公園緑地課、 住宅政策課、建築指導課、建築保全課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年11月1日～令和7年10月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 個人情報の取扱いを伴う業務委託について ア 相手方の選定方法について イ 契約書の内容について ウ 再委託に係る事務手続について エ 契約相手方への監督体制について オ 履行確認について ○重要リスク項目 長期継続契約について ア 締結について イ 契約手続について ウ 契約書の内容について エ 支出について オ 長期継続契約制度の活用について

## 1 監査の結果

### ・都市計画課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・街づくり課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

#### (指摘事項)

松戸駅西口地下駐車場エレベーター保守点検業務委託（長期継続契約）について

長期継続契約は、債務負担行為として予算を定めることなく年度を超えて契約を行うことから、解除条項を約款に記載することとされているが、記載されていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

#### (指摘事項)

松戸駅西口地下駐車場エレベーター保守点検業務委託（長期継続契約）について

財務規則第143条第3項第3号の規定では、契約保証金が免除できる契約を請負契約では300万円未満としているが、当該契約において契約金額が300万円以上であるにもかかわらず、免除していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1（4頁）

#### (指摘事項)

松戸駅西口地下駐車場管理集計装置賃貸借（長期継続契約）について

契約書について、財務規則第141条第1項第8号の規定による契約保証金に関する条文が記載されていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※2（4頁）

### ・常盤平駅周辺まちづくり推進課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・区画整理課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

#### (指摘事項)

新松戸駅東側地区土地区画整理審議会委員報酬について（令和6年度）

報酬の支払いが遅延していたものがあった。

今後は、条例に則った適正な事務処理を行われたい。 ※3（4頁）

(指摘事項)

土地測量等委託について

予算執行科目及び予算区分に誤りがあった。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※4 (4頁)

・交通政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

松戸駅東口自転車駐車場他11か所自転車駐車場機械警備委託について

契約書に印紙税法の印紙税額よりも低い金額の収入印紙が貼付されていた。

今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。

・みどりと花の課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・公園緑地課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

講師謝礼金について

報償費の支出において、所得税法で定める源泉徴収税額の算出に誤りがあった。

今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。 ※5 (4頁)

・住宅政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

(意見)

市営住宅使用料の徴収については、鋭意努力をされているところであるが、引き続き収納率の向上と収入未済額の減少を目指し、種々の方策を推進されたい。

・建築指導課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・建築保全課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※1 松戸市財務規則第143条（契約保証金）

予算執行者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1)(2) 略

(3) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約(工事又は製造の請負契約にあつては、500万円以上)である場合は、この限りでない。

(4)~(8) 略

4 略

※2 松戸市財務規則第141条（契約書の作成）第1項

予算執行者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)~(7) 略

(8) 契約保証金

(9)~(15) 略

(注記)

委託契約書の契約の保証に関する条文は、契約保証金の納付又はそれに代わる手続を定めたものであることから、松戸市財務規則第143条第3項の第3号、第6号、第7号、第8号のいずれかを適用して契約保証金の納付を免除する場合は、契約書に当該条文を記載すべきである。

※3 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例第11条（給与の支給期日等）第2項

2 委員会の委員等、附属機関の委員及び投票管理者等並びに非常勤職員等で、日額により報酬又は費用弁償を受けるものの支給期日は、支給の事由が生じたとき又はその翌月に支給することができる。

※4 松戸市財務規則第60条（支出負担行為の原則）第2項

2 歳出予算に基づいてなす支出負担行為は、第9条第1項及び第2項の規定により区分した目節の区分に従つて、これをしなければならない。

※5 国税庁タックスアンサー（よくある税の質問）No.2795 原稿料や講演料等を支払ったとき（令和7年4月1日現在法令等）

原稿料や講演料等を支払うときは、所得税法第204条により、報酬・料金として、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならない。源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は次のとおり。

支払金額 (= A)	税額
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100万円) \times 20.42\% + 102,100円$

## 2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

### ・住宅政策課

(指摘の要旨)

市営住宅の修繕について

修繕については、財務規則で定めた金額を超える場合、2者以上の見積を徴することになっているが、30万円未満に分割して発注していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

管理職及び経理主任を中心に財務規則に則った適正な事務処理を行うよう周知を行い、複数名での確認を徹底することで改善した。

「改善確認済」

### ・建築指導課

(指摘の要旨)

指定道路データ公開に伴うシステム設定委託について

契約保証金の免除は、財務規則第143条第3項第3号の規定により行うべきところを第6号としていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の契約においては、財務規則第143条第3項第3号の規定を適用して契約保証金の免除を行い、適正な契約を締結することで改善した。

「改善確認済」



都 市 再 生 部

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和7年12月2日～令和8年1月28日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>都市再生部 松戸駅周辺整備振興課、新庁舎整備課</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和7年4月1日～令和7年10月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の執行状況</li> <li>・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務</li> <li>・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務</li> <li>・ 契約事務</li> <li>・ 財産管理事務</li> <li>・ その他所管事務の執行 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いを伴う業務委託について</li> <li>ア 相手方の選定方法について</li> <li>イ 契約書の内容について</li> <li>ウ 再委託に係る事務手続について</li> <li>エ 契約相手方への監督体制について</li> <li>オ 履行確認について</li> </ul> </li> </ul> <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託料の随意契約について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 設計書、仕様書について</li> <li>イ 随意契約理由、相手方の選定方法について</li> <li>ウ 契約書の内容について</li> <li>エ 委託内容の履行確認について</li> <li>オ 委託料の支出について</li> </ul> </li> </ul>

## 1 監査の結果

- ・松戸駅周辺整備振興課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・新庁舎整備課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

## 2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

都市再生部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

消 防 局

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和7年12月2日～令和8年1月29日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>消防局 消防企画課、消防総務課（消防音楽隊含む）、予防課、警防課、 情報通信課、救急課</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和7年4月1日～令和7年10月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の執行状況</li> <li>・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務</li> <li>・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務</li> <li>・ 契約事務</li> <li>・ 財産管理事務</li> <li>・ その他所管事務の執行 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いを伴う業務委託について</li> <li>ア 相手方の選定方法について</li> <li>イ 契約書の内容について</li> <li>ウ 再委託に係る事務手続について</li> <li>エ 契約相手方への監督体制について</li> <li>オ 履行確認について</li> </ul> </li> </ul> <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託料の随意契約について</li> <li>ア 設計書、仕様書について</li> <li>イ 随意契約理由、相手方の選定方法について</li> <li>ウ 契約書の内容について</li> <li>エ 委託内容の履行確認について</li> <li>オ 委託料の支出について</li> </ul>

## 1 監査の結果

### ・消防企画課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・消防総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・予防課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・警防課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・情報通信課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・救急課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

## 2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

消防局においては、前年度に指摘事項等はなかった。

健康医療部

監査を実施した 監査委員名	加藤 広之 三好 徹 織原 正幸 松尾 尚
監査の種類	定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）
監査の期間	令和8年1月6日～令和8年2月17日
監査の対象課	健康医療部 健康医療政策課、健康推進課、予防衛生課、国保年金課
監査の方法	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。</p> <p>監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
監査の対象事項	<p>○対象期間 令和6年12月1日～令和7年11月30日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の執行状況</li> <li>・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務</li> <li>・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務</li> <li>・ 契約事務</li> <li>・ 財産管理事務</li> <li>・ その他所管事務の執行 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いを伴う業務委託について</li> <li>ア 相手方の選定方法について</li> <li>イ 契約書の内容について</li> <li>ウ 再委託に係る事務手続について</li> <li>エ 契約相手方への監督体制について</li> <li>オ 履行確認について</li> </ul> </li> </ul> <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期継続契約について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 締結について</li> <li>イ 契約手続について</li> <li>ウ 契約書の内容について</li> <li>エ 支出について</li> <li>オ 長期継続契約制度の活用について</li> </ul> </li> </ul>

## 1 監査の結果

### ・健康医療政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・健康推進課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・予防衛生課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

#### (指摘事項)

带状疱疹予防接種定期化に伴う健康管理システム改修委託について

健康管理システム改修業務委託（令和7年6月向けデータ標準レイアウト対応）について

契約書に定める契約保証金について、財務規則第143条第3項第3号と記載すべきところを同条第1項としていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1

### ・国保年金課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

#### (意見)

保険料の徴収については、鋭意努力をされているところであるが、引き続き市民の理解と協力を求めながら、関係部課と連携し、収納率の向上と収入未済額の減少を目指し、種々の方策を推進されたい。

#### ※1 松戸市財務規則第143条（契約保証金）

予算執行者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1)(2) 略

(3) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約(工事又は製造の請負契約にあつては、500万円以上)である場合は、この限りでない。

(4)～(8) 略

4 略

## 2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

### ・健康医療政策課

(指摘の要旨)

2024年度版まつど医療機関マップ等作成委託について

財務規則第143条第3項第3号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の契約書は契約内容を確認し、契約保証金無の約款を使用し作成した。契約事務について、管理職及び経理主任から課内職員に対し周知を行い、事務のチェック体制を強化徹底し、改善した。

「改善確認済」

(要望・検討の要旨)

松戸市医師会交付金について

松戸歯科医師会交付金について

松戸市薬剤師会交付金について

当該交付金は交付要綱に基づき前金払としているが、交付決定から交付までの事務処理に遅れが生じていた。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の三師会への交付金については、申請書受理後、速やかに審査を行い交付決定及び交付を行った。事務処理について、担当者と管理職で申請書類の内容及び事務処理が留まることのないよう口頭で進捗状況の確認を行った。

「改善確認済」

### ・予防衛生課

(指摘の要旨)

予防接種業務委託について

複数の単価を設定した予定価格調書について、単価の記載が誤っているものがあつた。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

契約事務について、管理職及び経理主任から課内職員に対し周知を行い、事務のチェック体制を強化徹底し、改善した。

「改善確認済」



子 ども 部

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和8年1月6日～令和8年2月17日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>子ども部 子ども政策課、子ども未来応援課、子ども居場所課、 こども家庭センター、幼児教育課、保育課</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和7年4月1日～令和7年11月30日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の執行状況</li> <li>・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務</li> <li>・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務</li> <li>・ 契約事務</li> <li>・ 財産管理事務</li> <li>・ その他所管事務の執行 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いを伴う業務委託について</li> <li>ア 相手方の選定方法について</li> <li>イ 契約書の内容について</li> <li>ウ 再委託に係る事務手続について</li> <li>エ 契約相手方への監督体制について</li> <li>オ 履行確認について</li> </ul> </li> </ul> <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期継続契約について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 締結について</li> <li>イ 契約手続について</li> <li>ウ 契約書の内容について</li> <li>エ 支出について</li> <li>オ 長期継続契約制度の活用について</li> </ul> </li> </ul>

## 1 監査の結果

- ・子ども政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・子ども未来応援課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・子ども居場所課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・こども家庭センター

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・幼児教育課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・保育課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

(意見)

保育料の徴収については、鋭意努力をされているところであるが、引き続き市民の理解と協力を求めながら、関係部課と連携し、収納率の向上と収入未済額の減少を目指し、種々の方策を推進されたい。

## 2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

子ども部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

福 祉 長 寿 部

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和8年1月6日～令和8年2月18日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>福祉長寿部 福祉政策課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、 介護保険課、生活支援課、障害福祉課、指導監査課 健康福祉会館</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和7年4月1日～令和7年11月30日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の執行状況</li> <li>・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務</li> <li>・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務</li> <li>・ 契約事務</li> <li>・ 財産管理事務</li> <li>・ その他所管事務の執行 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いを伴う業務委託について</li> <li>ア 相手方の選定方法について</li> <li>イ 契約書の内容について</li> <li>ウ 再委託に係る事務手続について</li> <li>エ 契約相手方への監督体制について</li> <li>オ 履行確認について</li> </ul> </li> </ul> <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期継続契約について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 締結について</li> <li>イ 契約手続について</li> <li>ウ 契約書の内容について</li> <li>エ 支出について</li> <li>オ 長期継続契約制度の活用について</li> </ul> </li> </ul>

## 1 監査の結果

### ・福祉政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・高齢者支援課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・地域包括ケア推進課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・介護保険課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・生活支援課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・障害福祉課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・指導監査課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

### ・健康福社会館

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

#### （指摘事項）

松戸市健康福社会館外来予約・統計システム用パソコン賃貸借（長期継続契約）について

松戸市こども発達センター参照用パソコン賃貸借（長期継続契約）について

契約書について、契約金額に消費税及び地方消費税を加算した額を支払いとして記載すべきところを、税を含まない金額の支払いの記載をしていた。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

## 2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

### ・福祉政策課

(指摘の要旨)

松戸市総合福祉会館の修繕について

修繕については、財務規則で定めた金額を超える場合、2者以上の見積を徴することになっているが、30万円未満に分割して発注していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

財務規則の遵守に努めるように徹底し、同様の修繕事業を行う際は、事前に必ず所長含め経理担当職員と内容の精査を行った。

「改善確認済」

(指摘の要旨)

松戸市総合福祉会館自家用電気工作物保安業務委託について

財務規則第136条第1項の規定では指名競争入札の際、入札に参加する者を5者以上指名しなければならないとされているが、4者しか指名していなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

入札を行う際は事前に所長含め経理担当職員と内容を精査することを職員へ周知し、規則の遵守に努めるように課内研修にて徹底した。

「改善確認済」

### ・高齢者支援課

(要望・検討の要旨)

運行アプリ保守等業務委託について

契約内容が同種の随意契約が複数認められた。

今後は、疑義が生じることがないように経済性、効率性を十分考慮した発注方法を検討するよう要望する。

(措置報告の概要)

同委託契約は、庁内LINE一本化に伴い令和6年度末を以て契約満了となった。同様の事務処理に当たっては、経済性、効率性を十分考慮して選定した業者と適切な契約手続を行う。

「改善確認済」

・介護保険課

(指摘の要旨)

介護保険システム訪問調査端末等追加賃貸借(長期継続契約)について

介護保険システム業務端末等追加賃貸借(長期継続契約)について

長期継続契約は、債務負担行為として予算を定めることなく年度を超えて契約を行うことから、解除条項を約款に記載することとされているが、記載されていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

指摘のあった2件の長期継続契約については、条件付解除条項を追加し変更契約の手続きを行い、監査実施日以降に契約した長期継続契約については、条件付き解除条項を記載したことで改善した。

「改善確認済」

定期監査報告書（令和 7 年度分）

発行月 令和 8 年 5 月

編 集 松戸市根本 3 8 7 番地の 5

松戸市監査委員事務局